

資

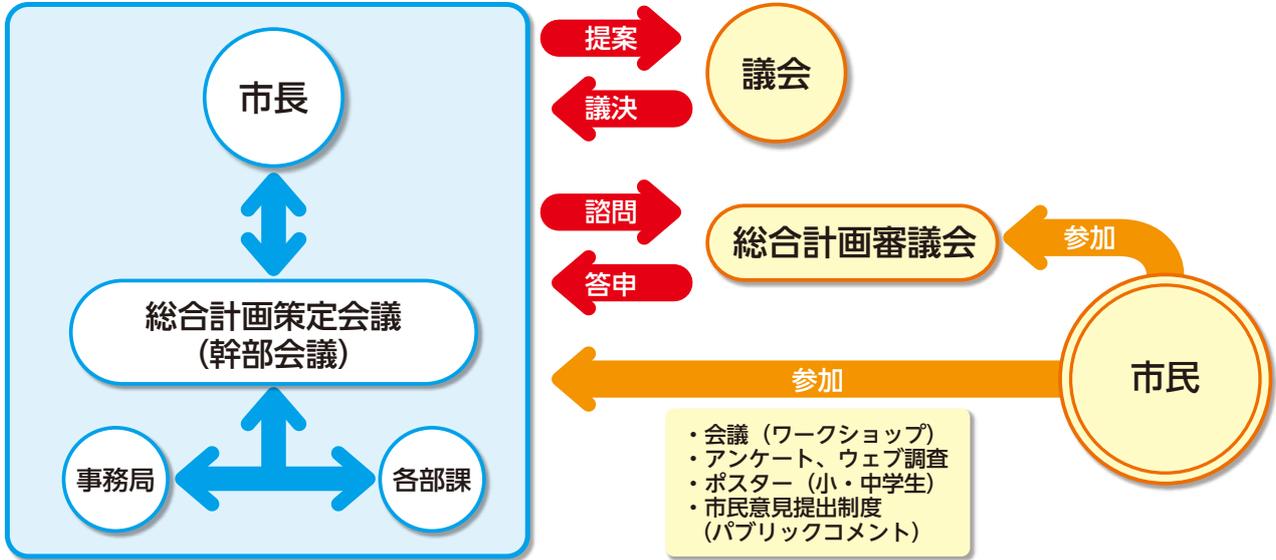
料

編

- 計画策定体制
- 計画策定の経緯
- 総合計画審議会
 - 条例・運営規則
 - 開催日程
 - 委員名簿・分科会委員名簿
 - 総合計画審議会に対する市長の諮問
 - 市長に対する総合計画審議会の答申
- 市民参加
 - 総合計画に関する会議（ワークショップ）
 - 市民アンケート
 - 市民意見提出制度（パブリックコメント）
 - 「10年後のいちのみやポスターコンクール」入賞作品集
- 一宮市民憲章
- 一宮市自治基本条例



計画策定体制



計画策定の経緯

| 時期 | 市議会 | 総合計画審議会 | (庁内) | | 市民参加 | 内容 | |
|--------|-----|---------|------|-----|------|--|------------------------|
| | | | 策定会議 | 各部課 | | | |
| 平成27年度 | 5月 | | ★ | | | ・総合計画策定会議の設置、計画の策定方針の決定 | |
| | 6月 | | | | ★ | ・ウェブ調査 募集内容「10年後のまちの姿」(6月25日～7月31日) | |
| | 7月 | | | | ★ | ・総合計画に関する会議(ワークショップ) テーマ「10年後のまちの姿」(7月18・19・25・26日) | |
| | 8月 | | ★ | | | ・ワークショップおよびウェブ調査から、市民アンケートの調査項目の決定 | |
| | 10月 | | | | ★ | ・策定に関する市民アンケート調査の実施(10月5日～11月4日) | |
| | 12月 | ★ | | ★ | | ★ | ・策定に関する市民アンケートの結果報告、公表 |
| | 2月 | | | ★ | | | ・基本計画に位置付ける施策案の提示 |
| | | | | | ★ | | ・行政として追加する施策の検討 |
| 3月 | | | ★ | ★ | | ・施策の追加・修正等の報告 | |

序論

本論

資料編

計画策定体制／計画策定の経緯

| 時 期 | 市 議 会 | 総 合 計 画 審 議 会 | (庁内) | | 市 民 参 加 | 内 容 |
|--------|-------------|---------------------------------|------------------|-------------|--------------------------|----------------------------------|
| | | | 策 定 会 議 | 各 部 課 | | |
| 平成28年度 | 6月 | | | ★ | | ・各施策に係る前期基本計画案の作成開始（説明会の開催） |
| | 7月 | | | ★ | | ・市民の体感指標案の照会 |
| | | | | | ★ | |
| | 9月 | ★ | ★ | ★ | | ・調査分析委託結果の報告 |
| | | | ★ | ★ | | ・調査分析委託結果から追加施策の検討 |
| | 10月 | | ★ | | | ・施策案の確定 |
| | 1月 | | | ★ | | ・前期基本計画（素案）の確認 |
| | 2月 | | | | ★ | ・体感指標に関する市民アンケート調査の実施（2月7日～3月8日） |
| | 3月 | | ★ | ★ | | ・基本構想（案）・前期基本計画（案）の確認 |
| ★ | | ★ | ★ | ★ | ・体感指標に関する市民アンケートの結果報告、公表 | |
| 平成29年度 | 4月 | | ★ | | ★ | ・基本構想（案）、前期基本計画（案）の決定 |
| | 6月 | ★ | | | | ・第1回全体会（諮問） |
| | 7月 | | | | ★ | ・市民意見提出制度による意見募集（7月3日～8月2日） |
| | | ★ | | | | ・第1回分科会 |
| | 8月 | ★ | | | | ・第2回分科会 |
| | | ★ | | | | ・第3回分科会 |
| | 9月 | ★ | | | | ・第2回全体会 |
| | 10月 | ★ | | | | ・答申 |
| | 11月 | ★ | | | | ・基本構想（案）提案 |
| | | | | | ★ | ・市民意見提出制度による意見募集の結果を公表 |
| 12月 | ★ | | | | ・基本構想を議決 | |
| 3月 | | ★ | | | ・第7次一宮市総合計画書を発行 | |

序論

本論

資料編

計画策定の経緯

総合計画審議会

条例・運営規則

一宮市総合計画審議会条例

昭和40年10月5日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、一宮市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行なうため、一宮市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、市長が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 一宮市新市建設審議会条例（昭和34年一宮市条例第17号）は、廃止する。

一宮市総合計画審議会運営規則

昭和40年10月9日

規則第27号

改正 平成14年3月27日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、一宮市総合計画審議会条例（昭和40年一宮市条例第31号）第8条の規定に基づき、一宮市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長、副会長の互選)

第2条 会長、副会長の選出は、単記無記名の投票で行ない、有効投票の最多数を得た者を当選人とし、各1名を選出する。この場合において、得票数の同じ者が2人以上あるときは、抽せんによって当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議のないときは、会長、副会長の選出につき指名推せんの方法を用いることができる。

(会長、副会長及び委員の退職)

第3条 会長が退職しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 副会長が退職しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

3 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨市長に申し出なければならない。

(審議会の招集等)

第4条 会長は、審議会を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

第5条 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の議長)

第6条 審議会の議長は、会長をもって充てる。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(市職員の出席)

第7条 市長その他関係ある市の職員は、審議会に出席して発言することができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(平14規則7・一部改正)

(会議録)

第9条 審議会は、会議録を備えておかなければならない。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した市の職員の氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事の経過の要点
- (6) その他議長において必要と認めた事項

3 会議録には、議長及び議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会にはかって決める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年10月5日から適用する。
- 2 一宮市新市建設審議会運営規則（昭和34年一宮市規則第5号）は、廃止する。

付 則（平成14年3月27日規則第7号）抄

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

開催日程

| | | |
|----------------------------|---------------|----------------|
| 一宮市総合計画審議会（第1回）全体会 | 平成29年6月5日（月） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第1回 安全・安心・産業・シティプロモーション分科会 | 平成29年7月4日（火） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第1回 生活環境・行財政分科会 | 平成29年7月7日（金） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第1回 健康・福祉・教育分科会 | 平成29年7月20日（木） | オリナス一宮 |
| 第2回 健康・福祉・教育分科会 | 平成29年8月2日（水） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第2回 生活環境・行財政分科会 | 平成29年8月4日（金） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第2回 安全・安心・産業・シティプロモーション分科会 | 平成29年8月9日（水） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第3回 安全・安心・産業・シティプロモーション分科会 | 平成29年8月28日（月） | ファッションデザインセンター |
| 第3回 生活環境・行財政分科会 | 平成29年8月30日（水） | 一宮市役所本庁舎 |
| 第3回 健康・福祉・教育分科会 | 平成29年8月31日（木） | 一宮市役所本庁舎 |
| 一宮市総合計画審議会（第2回）全体会 | 平成29年9月22日（金） | 一宮市役所本庁舎 |

委員名簿・分科会委員名簿

一宮市総合計画審議会委員名簿

委員は30人。◎は会長、○は副会長、他の委員は五十音順。敬称略。

| | 氏名 | 役職等 |
|---|-------|------------------------------------|
| ◎ | 豊島半七 | 一宮商工会議所 会頭 |
| ○ | 丹羽利充 | 修文大学・修文大学短期大学部 学長 |
| | 青木隆子 | 一宮市地域公共交通会議 委員 |
| | 浅井俊彦 | 一宮市議会議員 |
| | 安藤元二 | 愛知県商店街振興組合連合会一宮支部 支部長 |
| | 伊藤俊彦 | 一宮市町会長連区代表者連絡協議会 会長 |
| | 牛田幸夫 | 愛知西農業協同組合 代表理事組合長 |
| | 太田一弘 | 一宮市民生児童委員協議会 連絡会長 |
| | 大竹幹雄 | 一宮市体育協会 副理事長 |
| | 尾関宗夫 | 一宮市議会議員 |
| | 小野綾香 | 総合計画市民ワークショップ参加者 |
| | 木村勝司 | 日本政策金融公庫一宮支店 支店長 |
| | 京極扶美子 | 一宮市議会議員 |
| | 國立紗代 | 一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会 副会長 |
| | 佐藤英俊 | 一宮市議会議員 |
| | 末松光生 | 一宮市議会議員 |
| | 瀬古篤司 | 株式会社アイ・シー・シー 常務取締役 |
| | 中村一仁 | 一宮市議会議員 |
| | 二ノ宮和雄 | 一宮市社会福祉協議会 木曾川支部長 |
| | 野村直孝 | 一宮市医師会 会長 |
| | 野村 緑 | 一宮市地域女性団体連絡会 副会長 |
| | 服部良太 | 一宮青年会議所 理事長 |
| | 秀島栄三 | 名古屋工業大学大学院 教授 |
| | 平松邦江 | 一宮市議会議員 |
| | 船橋信子 | 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会 副会長 |
| | 松井哲朗 | 一宮市議会議員 |
| | 宮崎初美 | 総合計画市民ワークショップ参加者 |
| | 護 雅史 | 名古屋大学減災連携研究センター 教授 |
| | 森 律子 | 一宮市男女共同参画推進懇話会 委員 |
| | 渡部晃久 | 一宮市議会議員 |

一宮市総合計画審議会 分科会委員名簿

分科会委員は各10人。◎は分科会長、○は副分科会長、他の委員は五十音順。敬称略。

健康・福祉・教育分科会

| | 氏名 | 役職等 |
|---|-------|----------------------------|
| ◎ | 尾関宗夫 | 一宮市議会議員 |
| ○ | 渡部晃久 | 一宮市議会議員 |
| | 太田一弘 | 一宮市民生児童委員協議会 連絡会長 |
| | 大竹幹雄 | 一宮市体育協会 副理事長 |
| | 國立紗代 | 一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会 副会長 |
| | 中村一仁 | 一宮市議会議員 |
| | 二ノ宮和雄 | 一宮市社会福祉協議会 木曾川支部長 |
| | 丹羽利充 | 修文大学・修文大学短期大学部 学長 |
| | 野村直孝 | 一宮市医師会 会長 |
| | 宮崎初美 | 総合計画市民ワークショップ参加者 |

生活環境・行財政分科会

| | 氏名 | 役職等 |
|---|------|------------------------------------|
| ◎ | 松井哲朗 | 一宮市議会議員 |
| ○ | 平松邦江 | 一宮市議会議員 |
| | 青木隆子 | 一宮市地域公共交通会議 委員 |
| | 伊藤俊彦 | 一宮市町会長連区代表者連絡協議会 会長 |
| | 小野綾香 | 総合計画市民ワークショップ参加者 |
| | 末松光生 | 一宮市議会議長 |
| | 瀬古篤司 | 株式会社アイ・シー・シー 常務取締役 |
| | 野村緑 | 一宮市地域女性団体連絡会 副会長 |
| | 秀島栄三 | 名古屋工業大学大学院 教授 |
| | 船橋信子 | 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会 副会長 |

安全・安心・産業・シティプロモーション分科会

| | 氏名 | 役職等 |
|---|-------|-----------------------|
| ◎ | 浅井俊彦 | 一宮市議会議員 |
| ○ | 京極扶美子 | 一宮市議会議員 |
| | 安藤元二 | 愛知県商店街振興組合連合会一宮支部 支部長 |
| | 牛田幸夫 | 愛知西農業協同組合 代表理事組合長 |
| | 木村勝司 | 日本政策金融公庫一宮支店 支店長 |
| | 佐藤英俊 | 一宮市議会議員 |
| | 豊島半七 | 一宮商工会議所 会頭 |
| | 服部良太 | 一宮青年会議所 理事長 |
| | 護雅史 | 名古屋大学減災連携研究センター 教授 |
| | 森律子 | 一宮市男女共同参画推進懇話会 委員 |

総合計画審議会に対する市長の諮問

29一宮企画発第35号

平成29年6月5日

一宮市総合計画審議会様

一宮市長 中野正康

第7次一宮市総合計画について（諮問）

一宮市総合計画審議会条例（昭和40年一宮市条例第31号）第2条の規定に基づき
貴審議会の意見を求めます。

序論

本論

資料編

総合計画審議会



市長に対する総合計画審議会の答申

平成29年10月19日

一宮市長 中野 正康 様

一宮市総合計画審議会
会長 豊島 半七

第7次一宮市総合計画について（答申）

平成29年6月5日付けにて諮問のありました標記のことについては、審議過程で出された意見、要望を付して、下記のとおり答申します。

記

第7次一宮市総合計画は、本市の状況及び社会情勢の分析を踏まえ、今後の本市の総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画を目指したものであり、その内容はおおむね妥当と判断いたします。

計画の推進にあたっては、審議の過程で出された意見、要望を十分考慮いただくとともに、市民のまちづくりへの参画や本計画の実効性を確保することに留意し、本市のめざす将来像の実現に向けて、今後の市政運営を行われるよう要望します。

基本計画全般

○計画の推進にあたり、必要に応じて事業の見直しを行うなど、適切な進捗管理に努められたい。

Plan 1 健やかにいきる

○受診率の低いがん検診については、その向上を図られたい。（施策1）

○仕事と子育ての両立を支援するために、できる限り希望する保育園や放課後児童クラブに入所できるよう制度・事業の拡充に努められたい。（施策2）

○市民病院と地域の医療機関との、より一層の連携に努められたい。（施策3）

○高齢者の介護、介護予防、生活支援には、地域の多様な主体との連携を進めるとともに、認知症サポーターを増加させるなど、市民の介護への理解促進に努められたい。（施策4）

Plan2 快適にくらす

- 民間事業者のリサイクル状況も把握しつつ、引き続き、ごみのリサイクル率の向上に努められたい。(施策6)
- ごみの回収場所については、引き続き適切な指導・助言をされたい。(施策6)
- 市民の幅広い方々が対象となるような環境教育に取り組まれたい。(施策8)
- 公共下水道については、社会状況に鑑み適切な対応をされたい。(施策10)
- 自転車の交通事故対策は、家庭・学校・地域も一体となって取り組まれたい。(施策13)

Plan3 安全・安心を高める

- 液状化対策や落橋防止対策について、優先順位を考慮しつつ検討されたい。(施策14)
- 集中豪雨などによる治水対策について引き続き推進されたい。(施策14)
- 災害時に自力で避難できない方への支援に努めるとともに、学校との連携も密にされたい。(施策15)
- より一層の高齢者の自転車・自動車の安全対策に取り組まれたい。(施策17)

Plan4 活力を生み出す

- 育児休業や女性の登用など、一事業所として市も率先して取り組まれたい。(施策21)
- 農産物のブランド化について、より一層取組を推進されたい。(施策22)
- 幹線道路は災害時の緊急用の道路でもあるため、隣接市町と連携しながら整備に取り組まれたい。(施策23)

Plan5 未来の人財を育てる

- 地域を巻き込んだ子どもたちへの健全育成活動に、より一層取り組まれたい。(施策24)
- 観光部門と連携するなど、本市の歴史や文化の周知方法についても、今後、検討されたい。(施策28)

Management2 持続可能で未来につなげる

- インターネットによる情報入手が困難な高齢者世帯にも、情報格差が生じないように努められたい。(施策6)
- 市民との協働は、より多くの団体を巻き込んで展開していくよう努められたい。(施策7)

市民参加

総合計画に関する会議（ワークショップ）

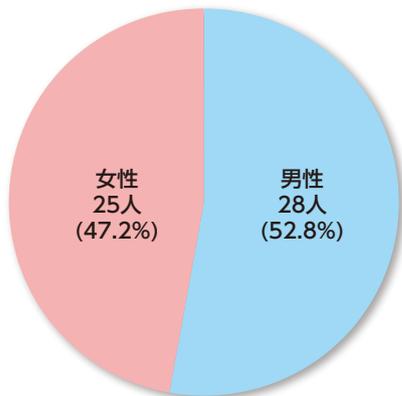
①平成27年度開催分

第7次一宮市総合計画の策定にあたり、始めに市民の生活実感に根ざしたニーズを洗い出すため、ワークショップを開催しました。

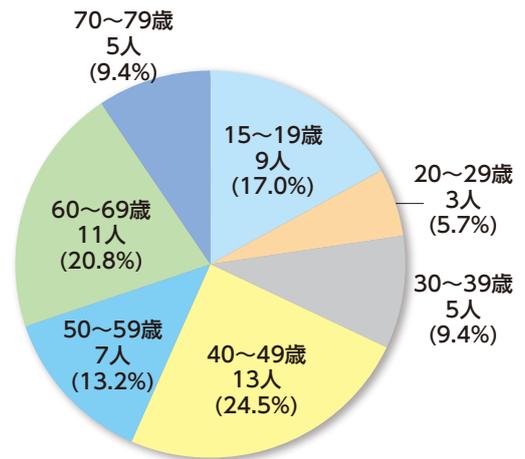
平成27年7月18日、19日、25日、26日の4日間にわたり、一宮市に在住する参加者の皆さんが期待する「10年後の一宮市のまちの姿」を思いつく限り挙げていただき、延べ886項目の意見をいただきました

【参加(53人)の構成比】

■性別



■年齢

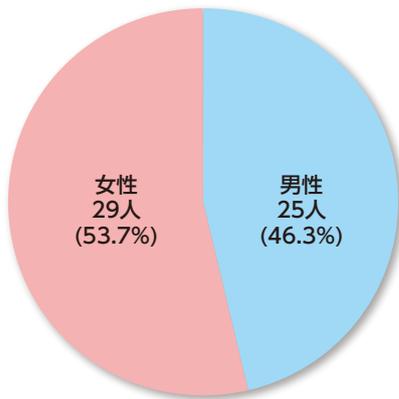


②平成28年度開催分

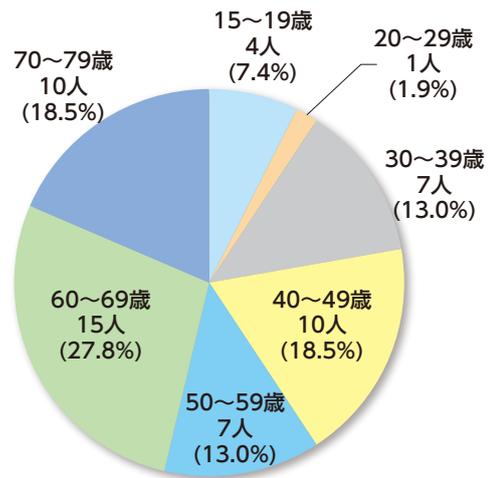
市民の方もまちづくりの主体です。第7次一宮市総合計画における個々のまちの課題の解決にあたり、「市民としては、何ができるのか」を、平成28年7月23日、8月6日、20日、9月3日の4日間にわたり、参加者の皆さんで話し合っていました。

【参加者(54人)の構成比】

■性別



■年齢



市民アンケート

市民のワークショップにより53人から886項目、別途実施したウェブ調査により39人から88項目、合計974項目いただいた「10年後の一宮市のまちのイメージ」を、大きな項目は分解し、類似した項目は統合して82項目にまとめ、市民アンケート調査を実施しました。

なお、調査結果から、市民が重要と考える一方、満足度が低い項目を、また、特に重要であると思う項目を施策に反映させました。

【調査の概要】

■ 調査方法等

- ・調査対象 一宮市内在住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査時期 平成27年10月5日(月)～11月4日(水)
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出
- ・回収方法 郵送による配布・回収

■ 回収結果

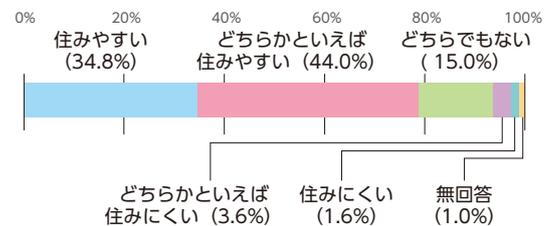
| 配布数 | 有効回収数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|
| 3,000 | 1,708 | 56.9% |

【調査結果】

(1) 一宮市に対する意識(回答数:1,708)

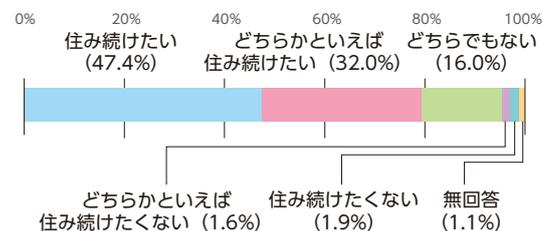
● 一宮市の住みやすさ

「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせると約8割の方が一宮市は住みやすいと実感していました。



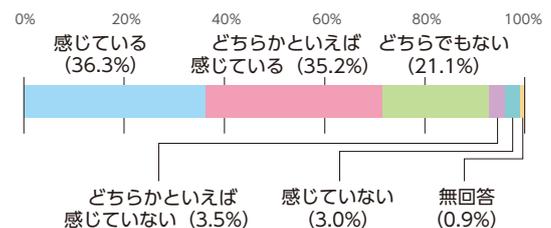
● これからの居留意向

一宮市に「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」という回答は合わせて約8割あり、一宮市への居留意向は高いものとなりました。



● 一宮市への愛着

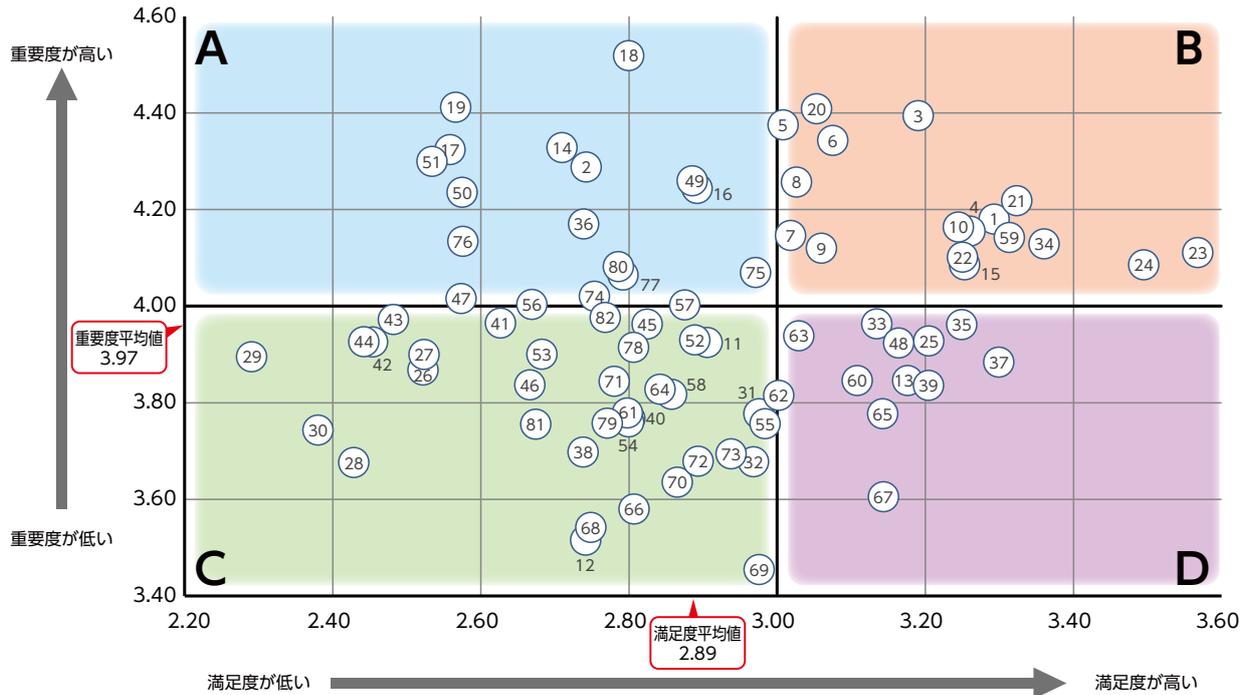
「感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせると7割強の方が一宮市に愛着を感じていると回答していました。



(2) 一宮市に対する「現在の満足度」と「今後の重要度」(回答数: 1,708)

アンケートの82項目について、「満足度」および「重要度」を、それぞれ5段階で回答していただきました。満足度と重要度の値を掛け合わせて分析したところ、重要度は高いと感じているものの、現在の満足度は低いという項目が18項目ありました。

■重要度と満足度のクロス集計



(各ゾーンについて)
 A : 重要度は高いが、満足度は低い (18項目) B : 重要度・満足度ともに高い (17項目)
 C : 重要度・満足度ともに低い (35項目) D : 重要度は低いが、満足度は高い (12項目)

| ゾーン | 項目番号 | 内容 (18項目) |
|-----|---------------------|----------------------------------|
| A | 2 | 市民病院が利用しやすい |
| | 14 | 学校でいじめがない |
| | 16 | 子どもが安心して遊べる場所がある |
| | 17 | 交通ルールが守られておりマナーもよい |
| | 18 | 治安がよく、犯罪が少ない |
| | 19 | 夜でも明るく安心して歩ける |
| | 36 | 世代にかかわらず働く場所がある |
| | 47 | 少子化に向けた取組を行っている |
| | 49 | 公共交通網が整っており移動しやすい |
| | 50 | 交通弱者の移動手段が確保されている |
| | 51 | 歩行者・自転車・自動車の各々が安心してできる道路整備がされている |
| | 56 | 青少年のモラルが高い |
| | 57 | 地域で子どもを育てる雰囲気が再生されている |
| | 74 | 女性が働きやすい環境が整っている |
| 75 | 仕事と家庭生活が両立できている | |
| 76 | 市民の声が市政に届きやすい仕組みがある | |
| 77 | 行政の情報がうまく市民に発信できている | |
| 80 | 財政運営が健全である | |

| ゾーン | 項目番号 | 内容 (17項目) |
|-----|------|-------------------------|
| B | 1 | 誰もが健康づくりに取り組んでおり健康寿命が長い |
| | 3 | 専門的な医療が受けられる |
| | 4 | 高齢者がいきいきと暮らしている |
| | 5 | 老後も安心して暮らせる |
| | 6 | 介護サービスが充実している |
| | 7 | 障害者(児)がいきいきと暮らしている |
| | 8 | 子育て支援制度が充実している |
| | 9 | 子育てについて気軽に相談できる場や機会がある |
| | 10 | 学校教育施設が整備されている |
| | 15 | 誰もが気楽に利用できる公園がある |
| | 20 | 災害に強いまちである |
| | 21 | ごみ出しルールが守られている |
| | 22 | 清掃が行き届いたまちである |
| | 23 | 資源物のリサイクルができている |
| | 24 | 生活環境が適度に保たれている |
| | 34 | 安全・安心な食生活を送ることができる |
| | 59 | 子どもたちが笑顔で過ごしている |

序論
本論
資料編
市民参加

| ゾーン | 項目番号 | 内容 (35 項目) |
|-----|-----------------------------|----------------------------|
| C | 11 | 市内公立学校の学力水準が高く、同一である |
| | 12 | 公立学校に特色がある |
| | 26 | 新たな企業が進出している |
| | 27 | 商工業が発展している |
| | 28 | 起業家が集まるまちである |
| | 29 | 地場産業に活気がある |
| | 30 | 高校や大学、研究施設など新たな教育機関が進出している |
| | 31 | 地産地消に取り組んでいる |
| | 32 | 農家の知恵が伝承され、気軽に農作物が作れる |
| | 38 | 地域ブランドが確立されている |
| | 40 | 市の魅力をアピールしている |
| | 41 | 時代の先を見据えたまちづくりがなされている |
| | 42 | 若者であふれ活気がある |
| | 43 | 若者が活躍できる場や機会がある |
| | 44 | 人をいっぱい呼び込めるまちである |
| | 45 | 子育て世帯が集まるまちである |
| | 46 | 誰からも選ばれるまちである |
| | 52 | 用途・利用者に合わせ、施設が整備されている |
| 53 | 一宮駅を中心とした中心市街地が多くの人でにぎわっている | |
| 54 | 空き家が少ないまちである | |
| 55 | いくつになっても興味のあることを学ぶことができる | |
| 58 | 父親が、父親にしかできないことを子どもに教えている | |
| 61 | 年代を問わず世代間の交流ができています | |
| 64 | 誰もが気軽に集える場所がある | |
| 66 | 芸術を楽しめるまちである | |

| ゾーン | 項目番号 | 内容 (35 項目) |
|-----|------|----------------------------|
| C | 68 | 国際交流に取り組んでいる |
| | 69 | 外国人が安心して暮らしている |
| | 70 | 地域の特性を活かしたまちづくりがされている |
| | 71 | 市民と行政が一緒にまちづくりをしている |
| | 72 | NPOやボランティア活動など市民活動が盛んである |
| | 73 | いろいろな個性を認め合い、その人らしい生き方ができる |
| | 78 | 情報公開制度が進んでいる |
| | 79 | 情報通信技術 (ICT) が利活用されている |
| | 81 | 合併後の一体感を感じることができる |
| | 82 | 議会がしっかり機能している |

| ゾーン | 項目番号 | 内容 (12 項目) |
|-----|------|-------------------------|
| D | 13 | 市内公共施設が学習スペースとして開放されている |
| | 25 | 自然環境が豊かで景観がきれいである |
| | 33 | 誰もが健全な食生活を送っている |
| | 35 | 買い物難民がいない |
| | 37 | 観光資源が活かされている |
| | 39 | 自分のまちに誇りや愛着がある |
| | 48 | いろいろな年代の人がバランスよく暮らしている |
| | 60 | 地域の公民館が有効活用されている |
| | 62 | 三世代が安心して楽しく暮らせる |
| | 63 | 地域の人と交流があり、互いに助け合っている |
| | 65 | 気軽にスポーツができ、スポーツ活動も盛んである |
| | 67 | 昔ながらの風習や文化が残されている |

(3) 特に重要であると思う項目(回答数1,708、延べ回答数:4,735)

アンケートの82項目のうち「特に重要度が高いと思う項目」を3つまで選択していただいたところ、治安、介護、子育て、公共交通等の分野が上位に挙がっている傾向がありました。上位10項目のうち、45ページのAゾーン（18項目）と重複しないものが4項目（☆印）ありました。

| 順位 | 項目番号 | 内容 | 回答数 | 回答率 | 構成比 |
|----|------|--------------------------------|------|-------|------|
| 1 | 18 | 治安がよく、犯罪が少ない | 382件 | 22.4% | 8.1% |
| ☆ | 2 | 老後も安心して暮らせる | 341件 | 20.0% | 7.2% |
| ☆ | 3 | 子育て支援制度が充実している | 201件 | 11.8% | 4.2% |
| 4 | 2 | 市民病院が利用しやすい | 188件 | 11.0% | 4.0% |
| 5 | 49 | 公共交通網が整っており移動しやすい | 158件 | 9.3% | 3.3% |
| ☆ | 6 | 介護サービスが充実している | 153件 | 9.0% | 3.2% |
| ☆ | 7 | 専門的な医療が受けられる | 141件 | 8.3% | 3.0% |
| 7 | 51 | 歩行者・自転車・自動車の各々が安心できる道路整備がされている | 141件 | 8.3% | 3.0% |
| 9 | 19 | 夜でも明るく安心して歩ける | 130件 | 7.6% | 2.7% |
| 10 | 80 | 財政運営が健全である | 127件 | 7.4% | 2.7% |

市民意見提出制度（パブリックコメント）

第7次一宮市総合計画の策定にあたり、計画の段階で素案を公表し、市民の皆さんから意見を募集しました。

■ 公表方法

市広報紙で市民意見提出手続が行われることをお知らせするとともに、詳しい資料を市ウェブサイトへ掲載、本庁舎・尾西・木曾川庁舎資料コーナーおよび企画政策課に配置しました。

■ 募集期間

平成29年7月3日（月）から8月2日（水）まで

■ 提出方法

持参、郵送、ファクス、Eメール

■ 募集結果

44件（提出者数12人・1団体）

| | |
|----|---|
| 内訳 | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画全般について 4件 ● 基本構想について 3件 ● 計画の推進について 1件 ● 個別事業への意見・提案について 36件 |
|----|---|

「10年後のいちのみやポスターコンクール」入賞作品集

平成28年の夏休み期間中に、市内の小・中学生の皆さんから「こんなまちであってほしいな」と思う10年後の一宮市のイメージを思い描いたポスターを募集したところ、1,010人の方から応募いただきました。

入賞した21作品を掲載します。

最優秀賞



木曽川中学校 1年 古田 真凜さん

優秀賞



瀬部小学校 6年 岡田 結月さん



丹陽中学校 2年 花木 南さん

入選



大徳小学校 4年 浅野 良伍さん



今伊勢中学校 3年 白谷 綾美さん



今伊勢中学校 3年 則武 千賀さん

佳作



向山小学校 6年
田中 娃衣さん



萩原小学校 4年
佐野 浩太郎さん



三条小学校 4年
森 穂乃佳さん



朝日東小学校 5年
酒向 真菜さん



木曾川東小学校 6年
高間 鈴奈さん



丹陽中学校 1年
高橋 愛地安さん



今伊勢中学校 2年
加藤 萌さん



萩原中学校 1年
浅野 ひかりさん



萩原中学校 1年
磯村 怜衣さん



萩原中学校 1年
西本 凧沙さん



萩原中学校 1年
樋口 友乃さん



萩原中学校 1年
菱川 大輝さん



千秋中学校 2年
上木 彩加さん



尾西第一中学校 1年
大橋 礼美さん



尾西第一中学校 1年
河野 智絵里さん

(学校名、学年、氏名は、受賞時の内容で掲載しています。)

一宮市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

- い** のちを大切にし、
だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。
- ち** きゅうを愛し、
自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。
- の** びやかに青少年が育ち、
個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。
- み** どり豊かなふるさとを守り、
活力ある産業のまちをつくります。
- や** さしさと思いやりに満ち、
夢と希望があふれるまちをつくります。

[平成19年 3月28日制定]

市の花「キキョウ」



秋の七草のひとつに数えられるキキョウは、育てやすく清楚な花として、古くから親しまれてきました。

市の木「ハナミズキ」



明治中期に渡来した北米原産のハナミズキは、4月から5月にかけて開花します。花の色は、白からピンク、赤に近いものまで、さまざまあります。

[平成18年 7月25日制定]

一宮市自治基本条例

平成22年6月29日

条例第22号

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曾川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、一宮市（以下「市」といいます。）におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの（地域活動団体を除きます。）をいいます。

（まちづくりの基本原則）

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則（まちづくりに関する情報を共有することをいいます。）
- (2) 参加の原則（市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。）
- (3) 協働の原則（協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。）
- (4) 有効性の原則（有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。）

第2章 市民主体のまちづくり

（市民の権利）

第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

（市民の役割）

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

（情報共有）

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

（市民の参加の機会の保障）

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

(総合計画)

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

3 市長は、総合計画の推進及びその進捗管理に当たっては、各事業の有効性に留意します。

(市政に関する意見等の取扱い)

第11条 執行機関は、市政に関する意見、要望及び苦情(以下「意見等」といいます。)を公正かつ迅速に処理します。この場合においては、事実関係の的確な把握に努めるとともに、利害の対立する事案については、中立的な立場で処理しなければなりません。

2 執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(地域活動団体)

第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第15条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第16条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区（地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。）単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

第3章 市民のための議会

(議会の役割及び責務)

第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。

3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

第4章 市民のための行政

(市長の役割及び責務)

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

(執行機関の役割及び責務)

第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

(職員の役割及び責務)

第21条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。

3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

(財政運営)

第22条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

(国等との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

第5章 実効性の確保

(この条例の遵守等)

第24条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

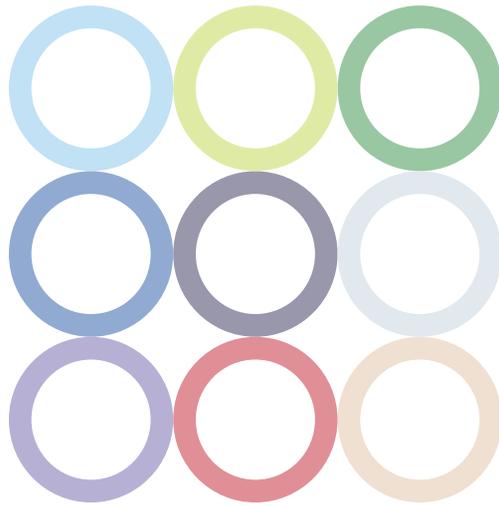
(この条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

付 則

1 この条例は、平成23年1月1日から施行します。

2 議会及び執行機関は、この条例の施行の際、現に存する条例、規則その他のまちづくりに関する諸制度について、第2条に定めるこの条例の位置付けに鑑み、必要な検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとします。



第7次 一宮市総合計画 基本構想

平成30年3月

発行 / 一宮市

編集 / 企画部企画政策課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL:0586-28-8952

FAX:0586-73-9128